

平成26年度「東京都中小企業職業訓練助成制度」のご案内

東京都では、中小企業または共同団体が実施する従業員教育（職業訓練）に対し助成金を支給していますが、平成26年度の申請を随時受け付けていますので、ぜひご活用下さい。

■申請できる事業主等

中小企業（※1）または共同団体（※2）で、以下の要件を満たすことが必要です。

- 都内に本社又は主たる事業所があること。
- 訓練に要する経費を事業主又は団体が負担していること。
- 訓練を勤務時間内に行い通常の賃金を支払っていること。やむを得ず勤務時間外に訓練を行う場合には、割増賃金を支払っていること。
- 同一の訓練について助成を受けていないこと。 等

（※1）中小企業とは、次の表の金額又は労働者数のどちらか一方（又は双方）に該当するものを指します。（中小企業基本法第2条第1項の規定による。）

産業分類	企業の資本の額又は出資の総額	企業全体で常時雇用する労働者数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

（※2）共同団体とは、中小企業の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人、一般財団法人、その他の営利を目的としない法人で、その構成員の2/3以上が中小企業であるものをいいます。

■助成対象となる訓練

- 都内で行われる OFF-JT（集合して行われ、通常の業務と区別できる訓練）
- 受講者が2人以上の訓練
- 訓練時間

中小企業		共同団体
自ら企画し実施	教育機関に派遣	自ら企画し実施
6時間以上12時間未満。（受講者が4人以下の場合は6時間以上20時間未満）	6時間以上20時間未満	6時間以上

■助成対象となる受講者

- 中小企業・・・当該企業の従業員
- 共同団体・・・構成員である中小企業の従業員
- 都内の事業所に勤務している者
- 出席率が8割以上の者

■助成対象訓練期間

助成対象となる訓練は、交付決定日から平成27年3月31日までの間に訓練を開始し、終了すること。

■支給額

一人1時間あたり一律430円

(ただし、予算の範囲を超えた場合は、一定の割合で減額することがあります。)

■支給の制限

□一企業(団体)あたり年間100万円まで。

□受講者一人あたり年間100時間まで。

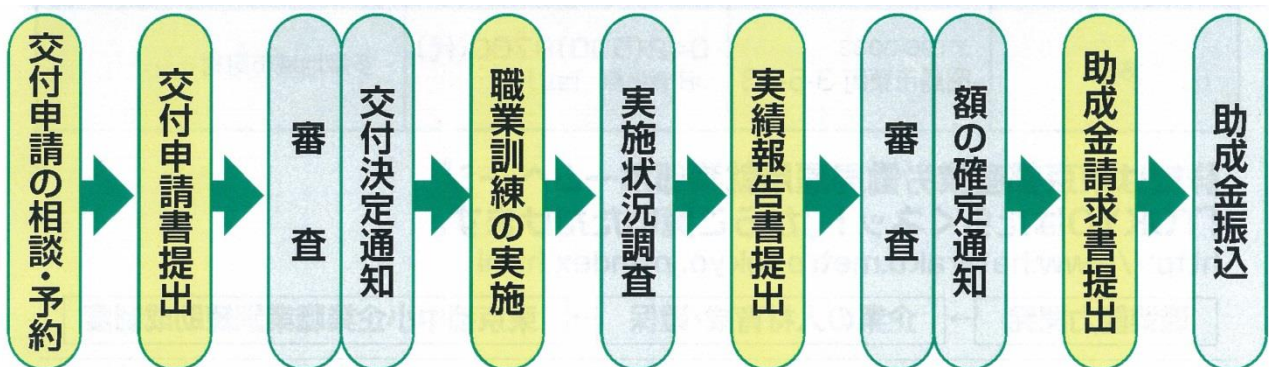
□中小企業…業界団体や民間教育機関に従業員を派遣して実施する場合、その受講料が上限。

共同団体「経費(※3)－収入(※4)」の額が上限。

(※3) 経費…訓練に要する指導員・講師謝金、会場借上費、教科書・教材費など

(※4) 収入…受講料、教科書・教材代

■手続きの流れ



※申請は随時受け付けていますが、研修計画が決まり次第早めに都産業労働局にお問い合わせ下さい。

また、予算の範囲を超えた場合は、申請期間内であっても受付を終了する場合がありますので、あらかじめ、ご承知おき下さい。

■お問い合わせ先・詳細は

■東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課 認定訓練担当

電話：03-5320-4718

■東京都中小企業職業訓練助成制度ホームページ

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/ikusei/kunren_josei/